

修正案	現行
<b>第1章 基本方針</b>	<b>第1章 基本方針</b>
<p>(略)</p> <p>しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による<u>東京電力福島第一原子力発電所</u>事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、県民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。</p>	<p>(略)</p> <p>しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、県民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。</p>
<b>第3章 放射性物質事故予防対策</b>	<b>第3章 放射性物質事故予防対策</b>
<p>5 <u>環境放射線モニタリング</u>体制の整備</p> <p>6 緊急時被ばく医療体制の整備</p> <p>(2) <u>被ばく傷病者搬送体制</u>の整備</p> <p>県は、放射性物質事故が発生し、<u>被ばく傷病者</u>を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>5 <u>放射線モニタリング</u>体制の整備</p> <p>6 緊急時被ばく医療体制の整備</p> <p>(2) <u>傷病者搬送体制</u>の整備</p> <p>県は、放射性物質事故が発生し、<u>被ばく者</u>を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努めるものとする。</p>
<b>第4章 放射性物質事故応急対策</b>	<b>第4章 放射性物質事故応急対策</b>
<p>1 情報の収集・連絡</p> <p>(1) 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>また、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に対し、必要に応じ、<u>環境放射線モニタリング</u>等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行うものとする。</p> <p>2 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動</p> <p>(2) 原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、<u>モ</u></p>	<p>1 情報の収集・連絡</p> <p>(1) 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>また、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に対し、必要に応じ、<u>放射線モニタリング</u>等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行うものとする。</p> <p>2 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動</p> <p>(2) 原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、<u>モ</u></p>

修正案	現行
<p>急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に必要な要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。 (略)</p>	<p>ニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に必要な要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。 (略)</p>
<p>3 緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施        県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握するものとする。  <b>【緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施項目】</b>        (2) 水質調査（総合企画部、健康福祉部、環境生活部、<u>企業局</u>）        (8) 廃棄物調査（総合企画部、環境生活部、県土整備部、<u>企業局</u>）</p>	<p>3 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施        県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握するものとする。  <b>【緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目】</b>        (2) 水質調査（総合企画部、健康福祉部、環境生活部、<u>水道局</u>）        (8) 廃棄物調査（総合企画部、環境生活部、県土整備部、<u>水道局</u>）</p>
<p>6 避難等の防護対策        県は、緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、環境放射線モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表3 O I L（Operational Intervention Level）と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。 (略)</p>	<p>6 避難等の防護対策        県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表3 O I L（Operational Intervention Level）と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。 (略)</p>
<p>9 広報相談活動        県は、放射性物質事故が発生した場合、環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ県民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。        (2) (略)        また、市町村は、地域住民が必要とする環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動に努めるものとする。</p>	<p>9 広報相談活動        県は、放射性物質事故が発生した場合、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ県民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。        (2) (略)        また、市町村は、地域住民が必要とするモニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動に努めるものとする。</p>

修正案			現行		
【別表】 1 配備基準			【別表】 1 配備基準		
(情報収集体制・災害即応体制)		放射性物質事故			放射性物質事故
	設置する本部	放射性物質事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※ <u>防災危機管理部長</u> が必要と認めるとき	設置する本部		放射性物質事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※ <u>本部長</u> が必要と認めるとき
	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、 <u>本部長（防災危機管理部長）</u> が必要と認めるとき。	配備基準		放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、 <u>知事</u> が必要と認めるとき。
配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 流通販売課 安全農業推進課 畜産課 森林課 <u>企業局水道部計画課</u> <u>企業局水道部浄水課</u> 病院局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課	配備を要する課等		本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 流通販売課 安全農業推進課 畜産課 森林課 <u>水道局水道部計画課</u> <u>水道局水道部浄水課</u> 病院局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課	

修正案			現行		
		出先機関 (関係各部署等において必要と認めるとき) ※4			出先機関 (関係各部署等において必要と認めるとき) ※4
(災害対策本部第1(第3配備))	設置する本部	災害対策本部 (本部長: 知事) ※知事が必要と認めるとき	(災害対策本部第1(第3配備))	設置する本部	災害対策本部 (本部長: 知事)
	配備基準	放射性物質事故により重大な被害が発生し、本部長(知事)が必要と認めるとき。		配備基準	放射性物質事故により重大な被害が発生し、本部長が必要と認めるとき。
	配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 経済政策課 生産振興課 耕地課 水産課 漁業資源課 県土整備政策課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 公園緑地課 下水道課 住宅課 出納局 企業局工業用水部工業用水管理課 企業局土地管理部土地事業調整課		配備を要する課等	本庁 災害警戒体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 経済政策課 生産振興課 耕地課 水産課 漁業資源課 県土整備政策課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 公園緑地課 下水道課 住宅課 出納局 水道局工業用水部施設設備課 企業土地管理局経営管理課
(略)	出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。	(略)	出先機関 災害警戒体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。	(略)	

修正案	現行
<p>3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携 市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、<u>合同調整所</u>を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p>	<p>3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携 市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、<u>現地調整所</u>を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p>